# ぐーDOG の会　会則

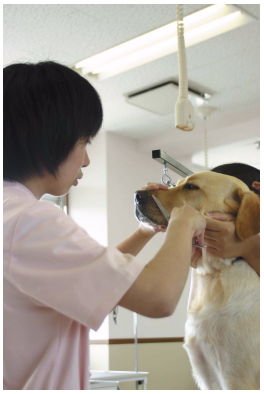

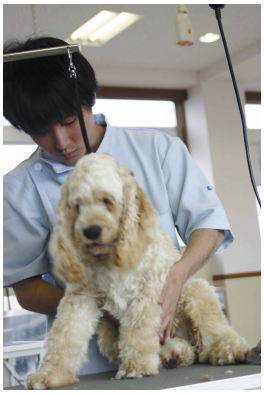

学校法人 南京都学園
京都動物専門学校
KYOTO DOBUTSU

## 第１章　名称及び目的

第１条　　本会は、ぐーDOG の会と称する。

第２条　　本会は、会員相互の親睦と母校の発展をはかり、主として動物を通じて社会に貢献することを目的とする。

## 第２章　組織

第１条　　本会は、次の会員で組織する。

1.正会員

京都動物専門学校の卒業生及び京都情報ビジネス住環境専門学校動物系の卒業生

2.特別会員

京都動物専門学校の教職員及び旧教職員、その他評議会で承認されたもの

3.名誉会員

総会の決議により推薦されたもの

第２条　　本会は本部を京都動物専門学校内におく。

## 第３章　事業

第１条　　本会は、第１章第２条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1.会報誌（原則として年１回以上）の発行

2.京都動物専門学校の助成

3.その他、部会の開催など本会の目的を達成するために必要な事業

## 第４章　役員

第１条　　本会には、次の役員をおく。

会長１名、副会長１名、顧問１名、評議員 若干名、幹事１名、監査１名

第２条　　役員の任期は３年とする。但し、再任を妨げない。

第 3 条　　顧問は教務部長とし、評議員を推薦する。会長、副会長、幹事、監査は評議会において選出する。

## 第５章　運営

第１条　　役員は会務全般を審議する。各役員の任務は、次の通りとする。

1.会長は、本会を代表し会務を総理する。また、部会の議長となり、その決議を執行する。

2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

3.幹事は、会務を処理する。
4.監査は、会務全般の監査を行なう。
5.顧問は、会務の相談に応ずる。

第 2 条　会長は、3 年毎に総会を開き会務を報告する。但し、収支決算は毎年、部会もしくは会報誌にて報告する。

第 3 条　本会は、次の部会を開く。
1.総会
2.役員会
3.評議会

第 4 条　本会の会則の変更は、評議員総数の 2/3 以上の賛成を得て決定する。

## 第 6 章　会計

第 1 条　会員は終身会費を納付しなければならない。但し、特別会員および名誉会員はこの限りではない。

第 2 条　本会の運営に必要となる経費は、終身会費および寄附金、雑収入などをもって、これに充てる。

第 3 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 条　終身会費は 10,000 円とする。グルーミング学科は 2 年次進級時、愛玩動物看護学科は 3 年次進級時に、原則徴収する。

## 第 7 章　附則

本会則は平成 18 年 2 月 7 日より施行する。
本会則は平成 18 年 3 月 1 日より施行する。
本会則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
本会則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

## 細則

1.本会則中に明文のない事項については、役員会で協議の上、決定する。